

# リーディングプログラム履修学生の進学資格審査及び学位審査等要領

平成27年9月9日

平成29年4月1日一部改正

博士課程教育リーディングプログラム実施本部

(趣旨)

第1 豊橋技術科学大学大学院博士課程教育リーディングプログラム学位審査等取扱細則(平成27年9月9日細則第1号。以下「細則」という。)に規定するリーディングプログラム(以下「本プログラム」という。)を履修する博士課程学生の博士後期課程予備進学資格審査、進学資格審査、実務訓練資格等審査及び研究進捗状況の評価・審査(以下「進学資格審査等」という。)並びに学位予備審査及び学位審査(以下「学位審査等」という。)の方法に関しては、博士学位論文審査等手続要領(平成27年4月23日博士課程制度委員会決定。以下「審査等手続要領」という。)によるもののほか、この要領によるものとする。

## 第1章 博士前期課程第1年次

(博士後期課程予備進学資格審査会の設置)

第2 リーディング大学院教育推進機構(以下、「機構」という。)は、本プログラムを履修する博士前期課程第1年次学生の在学中の教育研究活動の進捗状況を評価し、第2年次への進級を審査するため、機構に、履修学生毎に博士後期課程予備進学資格審査会(以下「予備進学資格審査会」という。)を設置するものとする。

2 予備進学資格審査会は、次に掲げる委員をもって構成するものとする。

(1) グループ指導教員 2名以上

(2) 企業又は他大学等教員(外部指導教員・客員教員も可) 1名以上

(3) 機構教員 1名以上(グループ指導教員を除く)

3 予備進学資格審査会に主査を置き、前項第3号の審査員をもって充てる。

4 主査は、予備進学資格審査会を招集し、その議長となる。

(予備進学資格審査書類)

第3 予備進学資格審査会は、予備進学資格審査にあたり、次の書類を本プログラム履修学生から提出させるものとする。

(1) 研究計画書(教育研究経費申請書又は日本学術振興会特別研究員申請書)

- (2) 中間成果報告書（博士前期課程第1年次在学中の研究業績データ）
- (3) その他審査会主査が審査に必要と認める業績書類（メンターによる評価書等）  
（予備進学資格審査の実施）

第4 予備進学資格審査会は、当該学生の在学中の教育研究活動の進捗状況を評価し、速やかに第2年次への進級資格の可否の審査を行う。

2 前項の審査は、別紙1の予備進学資格審査基準に基づき、書類審査及び面接審査により実施するものとする。

（予備進学資格審査終了及び結果報告）

第5 予備進学資格審査会主査は、第4に規定する審査を当該学生の在学する学年が終了する日の1か月前までに終了し、予備進学資格審査結果報告書（別記様式第1号）を、機構長に提出するものとする。

（予備進学資格審査結果の審議）

第6 予備進学資格審査会主査は、機構に予備進学資格審査結果を報告するものとする。機構は、予備進学資格審査結果を審議し、第2年次への進級の可否を決定するものとする。

2 予備進学資格審査の結果、可と認められた者は、本プログラム履修学生を継続して博士前期課程第2年次に進級することができる。

3 予備進学資格審査の結果、否と認められた者は、本プログラム履修学生の継続は認めず、通常課程の博士前期課程第2年次に進級するものとする。

（予備進学資格審査審議結果の報告）

第7 機構長は、予備進学資格審査の審議結果を予備進学資格審査審議結果報告書（別記様式第2号）により、博士課程教育リーディングプログラム実施本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。

2 本部長は、予備進学資格審査結果を代議員会に報告するものとする。

（予備進学資格審査結果の通知）

第8 機構長は、第7により予備進学資格審査の可否を報告したときは、速やかに予備進学資格可否決定通知書（別記様式第3号）により、当該学生及び主指導教員に通知するものとする。

（予備進学資格審査会の解散）

第9 予備進学資格審査会は、第6による可否の決定をもって解散する。

## 第2章 博士前期課程第2年次

### (博士後期課程進学資格審査書類)

第10 本プログラム履修学生の博士後期課程進学資格審査は、細則第3条に規定する修士論文等の提出によるものとし、次の書類を本プログラム履修学生から提出させるものとする。

- (1) 査読付学術論文(採録又は採録決定のもの(条件付き採録である場合を含む))
- (2) 研究計画書(教育研究経費申請書又は日本学術振興会特別研究員申請書)
- (3) 中間成果報告書及び最終成果報告書(博士前期課程第2年次在学中の研究業績データ)
- (4) その他審査委員会主査が審査に必要と認める業績書類(メンターによる評価書等)

### (博士後期課程進学資格審査の実施)

第11 博士後期課程進学資格審査委員会(以下「進学資格審査委員会」という。)は、当該学生の博士前期課程在学中の教育研究活動の進捗状況を評価し、速やかに博士後期課程進学資格の可否の審査を行う。

2 前項の審査は、別紙2の進学資格審査基準に基づき、書類審査及び面接審査により実施するものとする。

### (進学資格審査の終了)

第12 進学資格審査委員会主査は、第11に規定する審査を当該学生の在学する学年が終了する日の1か月前までに終了するものとする。

### (進学資格審査結果の通知)

第13 本部長は、細則第7条により博士後期課程進学資格の可否が決定したときは、速やかに博士後期課程進学資格可否決定通知書(別記様式第4号)により、当該学生及び主指導教員に通知するものとする。

2 進学資格審査に合格した本プログラム履修学生は、博士前期課程を修了し博士後期課程に進学した場合に限り、本プログラム履修学生を継続することができる。

3 進学資格審査が不合格となった本プログラム履修学生が、博士前期課程を修了延期となった場合又は博士前期課程を修了し、博士後期課程に進学する場合は、本プログラムの継続は認めない。

### (進学資格審査会の解散)

第14 進学資格審査委員会は、第13による可否の決定をもって解散する。

### 第3章 博士後期課程第1年次

(実務訓練履修資格等審査会の設置)

第15 機構は、本プログラムを履修する博士後期課程第1年次学生の在学中の研究活動の進捗状況を評価し、実務訓練履修資格及び第2年次への進級を審査するため、機構に履修学生毎に実務訓練履修資格等審査会（以下「履修資格審査会」という。）を設置するものとする。

2 履修資格審査会は、次に掲げる審査員をもって構成するものとし、このうち1名は国外機関所属者とする。

(1) グループ指導教員 3名以上（指導教員含む）

(2) 国内の企業又は他大学等教員（外部指導教員・客員教員も可）1名以上

(3) 機構教員2名以上（グループ指導教員を除く）

3 履修資格審査会に主査を置き、前項の審査員のうち1名をもって充てる。ただし、主指導教員が審査員となる場合は、主査とすることはできない。

4 主査は、履修資格審査会を招集し、その議長となる。

(履修資格審査書類)

第16 履修資格審査会は、資格審査にあたり、次の書類を本プログラム履修学生から提出させるものとする。

(1) 博士課程在学中に発表した査読付学術論文

(2) 国際会議発表実績書

(3) 研究計画書（教育研究経費申請書又は日本学術振興会特別研究員申請書）

(4) 成果報告書（博士後期課程第1年次在学中の研究業績データ）

(5) その他審査会主査が審査に必要と認める業績書類（メンターによる評価書等）

(実務訓練履修資格等審査の実施)

第17 履修資格審査会は、当該学生の在学中の研究活動の進捗状況を評価し、速やかに実務訓練履修資格及び第2年次への進級資格の可否の審査を行う。

2 前項の審査は、別紙3の研究進捗状況評価・審査基準に基づき、書類審査及び面接審査により実施するものとする。ただし、国外機関所属者は審査会への出席は必ずしも要しないものとする。

(実務訓練履修資格等審査終了及び結果報告)

第18 履修資格審査会主査は、第17に規定する実務訓練履修資格等審査を当該学生の

在学する学年が終了する日の1か月前までに終了し、実務訓練履修資格等審査結果報告書（別記様式第5号）を、機構長に提出するものとする。

- 2 前項のほか、実務訓練履修資格審査は、博士後期課程第2年次に進級した4月から12月の間に、必要に応じて実施できるものとする。博士後期課程第2年次における実務訓練履修資格審査は、第15に定める審査委員のうちグループ指導教員1名以上、機構教員2名以上及び主査により実施できるものとし、グループ指導教員や機構教員は主査を兼ねることができるものとする。

（実務訓練履修資格等審査結果の審議）

第19 履修資格審査会主査は、機構に実務訓練履修資格等審査結果を報告するものとする。機構は、実務訓練履修資格等審査結果を審議し、実務訓練履修資格及び第2年次への進級資格の可否を決定するものとする。

- 2 実務訓練履修資格等審査の結果、実務訓練履修資格が可と認められた者は、本プログラムの博士後期課程2年次で実施する「博士後期課程実務訓練」を履修することができる。
- 3 実務訓練履修資格等審査の結果、実務訓練履修資格が否と認められた者は、「博士後期課程実務訓練」の履修を延期し、第18第2項に定める月に改めて実務訓練履修資格の審査を受けるものとする。
- 4 実務訓練履修資格等審査の結果、第2年次への進級資格が可と認められた者は、本プログラム履修学生を継続して博士後期課程第2年次に進級するものとする。
- 5 実務訓練履修資格等審査の結果、第2年次への進級資格が、否と認められた者は、本プログラム履修学生の継続は認めず、通常課程の、博士前期課程第3年次に進級するものとする。

（実務訓練履修資格等審査審議結果の報告）

第20 機構長は、実務訓練履修資格審査の審議結果を実務訓練履修資格等審議結果報告書（別記様式第6号）により本部長に提出するものとする。

- 2 本部長は、2年次への進級資格審査結果を代議員会に報告するものとする。

（実務訓練履修資格審査結果の通知）

第21 機構長は、第20により実務訓練履修資格等審査の可否を報告したときは、速やかに実務訓練履修資格可否決定通知書（別記様式第7号）により、当該学生及び主指導教員に通知するものとする。

(履修資格審査会の解散)

第22 履修資格審査会は、第19による可否の決定をもって解散する。ただし、引き続き第18第2項で定める審査の実施が見込まれる場合にあっては、解散を要しない。

#### 第4章 博士後期課程第2年次

(研究進捗状況審査会の設置)

第23 機構は、本プログラムを履修する博士後期課程第2年次学生の在学中の研究活動の進捗状況を評価し、第3年次への進級を審査するため、機構に履修学生毎に研究進捗状況審査会を設置するものとする。

2 研究進捗状況審査会は、次に掲げる審査員をもって構成するものとし、このうち1名は国外機関所属者とする。

(1) グループ指導教員 3名以上(指導教員含む)

(2) 企業又は他大学等教員(外部指導教員・客員教員も可) 1名以上

(3) 機構教員 1名以上(グループ指導教員を除く)

3 研究進捗状況審査会に主査を置き、前項の審査員のうち1名をもって充てる。ただし、主指導教員が審査員となる場合は、主査とすることはできない。

4 主査は、研究進捗状況審査会を招集し、その議長となる。

(研究進捗状況審査書類)

第24 研究進捗状況審査会は、審査にあたり、次の書類を本プログラム履修学生から提出させるものとする。

(1) 博士課程在学中に発表した論文

(2) 国際会議発表実績書

(3) 研究計画書(教育研究経費申請書又は日本学術振興会特別研究員申請書)

(4) 成果報告書(博士後期課程実務訓練計画又は成果含む)

(5) その他審査会主査が審査に必要と認める業績書類(メンターによる評価書等)

(研究進捗状況審査の実施)

第25 研究進捗状況審査会は、当該学生の在学中の研究活動の進捗状況を評価し、速やかに第3年次への進級資格の可否の審査を行う。

2 前項の審査は、別紙4の研究進捗状況評価・審査基準に基づき、書類審査及び面接審査により実施するものとする。ただし、国外機関所属者は審査会への出席は必ずしも要しないものとする。

(研究進捗状況審査終了及び結果報告)

第26 研究進捗状況審査会主査は、第25に規定する研究進捗状況審査を当該学生の在学する学年が終了する日の1か月前までに終了し、研究進捗状況審査結果報告書(別記様式第8号)を、機構長に提出するものとする。

(研究進捗状況審査結果の審議)

第27 研究進捗状況審査会主査は、機構に研究進捗状況審査結果を報告するものとする。機構は、研究進捗状況審査結果を審議し、進級資格の可否を決定するものとする。

2 研究進捗状況審査の結果、可と認められた者は、本プログラム履修学生を継続して博士後期課程第3年次に進級することができる。

3 研究進捗状況審査の結果、否と認められた者は、本プログラム履修学生の継続は認めず、通常課程の、博士後期課程第3年次に進級するものとする。

(研究進捗状況審査審議結果の報告)

第28 機構長は、研究進捗状況審査の審議結果を研究進捗状況審査審議結果報告書(別記様式第9号)により本部長に提出するものとする。

2 本部長は、研究進捗状況審査結果を代議員会に報告するものとする。

(研究進捗状況審査結果の通知)

第29 機構長は、第28により進級資格審査の可否を報告したときは、速やかに進級資格可否決定通知書(別記様式第10号)により、当該学生及び主指導教員に通知するものとする。

(研究進捗状況審査会の解散)

第30 研究進捗状況審査会は、第27による可否の決定をもって解散する。

## 第5章 博士後期課程第3年次

(学位申請予定の事前確認)

第31 機構長は、本プログラム履修学生の主指導教員に対して、学位申請の意思を学位予備審査開始時期の2か月前の末日までに確認するものとする。

(学位予備審査申請の判断)

第32 本プログラム履修学生の学位予備審査申請の判断は、学位申請に必要とされる査読付学術論文等数の目安(別に定める課程博士の学位審査の要件を満たしており、学位申請時までに採録(決定)された査読付き学術論文が3編以上、あるいは

査読付学術論文 2 編と査読付国際会議発表論文 1 編以上の研究業績を有すること。)に基づき主指導教員が行う。

2 これを満たすことができない見込みの学生については、通常の課程に戻るものとする。

(学位予備審査書類の提出)

第33 本プログラム履修学生が学位予備審査を申請する場合の書類の提出等については、博士學位論文審査等手続要領第 3 の規定によるものとする。

2 前項の提出書類については、次のとおりとする。

(1) 博士學位論文草稿については、全文英語とする。

(2) これまでに出版された査読付学術論文及び査読付国際会議論文及びその他機構が指定するものを併せて提出する。

(学位予備審査会の設置)

第34 機構長は、学位予備審査の申請があった場合は、機構に履修学生毎に学位予備審査会を設置するものとする。

2 学位予備審査会は、審査等手続要領第 6 に規定する学位予備審査会とする。

3 学位予備審査会は、次に掲げる委員 5 名以上をもって構成するものとし、うち 1 名は国外機関所属者とする。

(1) グループ指導教員(指導教員含む) 3 名以上

(2) 国内の企業又は他大学等教員(外部指導教員・客員教員も可) 1 名以上

(3) 機構教員 1 名以上(グループ指導教員を除く)

(4) その他、必要に応じ所属専攻から推薦された教員 1 名以上

4 学位予備審査会に委員長を置き、審査委員の互選により決定する。ただし、主指導教員が審査員となる場合は、委員長とすることはできない。

5 委員長は、学位予備審査委員会を招集し、その議長となる。

(学位予備審査の実施)

第35 学位予備審査の実施については、審査等手続要領第 7 の規定によるものとし、その期間は 3 か月以上とする。

(学位予備審査の基準)

第36 学位予備審査の基準については、審査等手続要領第 8 の規定によるもののほか、本プログラムに関する審査に関しては、博士(工学)に値する先端技術に関する専門性に関し、英語による成果発表と質疑応答により行うものとする。なお、本審査



に際しては、国外機関所属の委員の出席は必ずしも要しないものとする。

(学位予備審査結果の審議)

第37 学位予備審査結果の審議については、審査等手続要領第10の規定によるものとし、学位審査委員会への審査結果の報告と併せて、リーディングプログラム学位予備審査結果報告(別記様式第14号)により機構長へ報告し、機構で協議・決定するものとする。

2 機構長は学位予備審査の結果を学位予備審査審議結果報告書(別記様式第11号)により本部長に報告するものとする。

3 本プログラムにおける学位予備審査に合格した者は、審査等手続要領第12の規定による博士学位論文審査の申請を行うことができる。

4 本プログラムにおける学位予備審査が不合格(ただし、通常の課程の学位申請は合格)となった者は、審査等手続要領第12の規定による通常の課程の博士学位論文審査の申請を行うことができる。

5 本プログラムにおける学位予備審査が不合格(通常の課程の学位申請も不合格)となった者は、審査等手続要領第12の規定により、論文内容を改善のうえ、改めて通常課程での申請を行うことができる。

(学位予備審査結果の通知)

第38 学位予備審査結果の通知については、審査等手続要領第11の規定によるもののほか、学位予備審査結果通知書(別記様式第12号)により、本部長から本プログラムに係る結果についても、申請予定者に通知するものとする。

(機構が指定する提出書類)

第39 細則第10条で規定する機構が指定するものは、これまでに出版された査読付学術論文及び査読付国際会議論文及びその他機構が指定するものとする。

(最終試験の方法)

第40 細則第15条で規定する先端技術に関する専門性に関しては、別紙5の審査基準に基づき実施するものとする。

(審査結果の通知)

第41 本部長は、学位規程第12条の規定に基づき、学長が学位授与の可否を決定したときは、学位審査結果通知書(別記様式第13号)により、直ちに申請者に通知するものとする。

(論文審査委員会の解散)

第42 論文審査委員会は、博士細則第12条による教授会の決定をもって解散する。

(雑則)

第43 この要領に定めるもののほか、リーディングプログラム履修学生の進学資格審査及び学位審査等要領に関し必要な事項は、博士課程教育リーディングプログラム実施本部が別に定める。

附 記

1 この要領は、平成27年9月9日から実施する。

2 博士教育課程教育リーディングプログラム履修学生に係る予備進学資格審査等実施要領（平成27年1月7日制定）は、廃止する。

附 記（平成29年3月1日）

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 記（平成29年2月28日）

この要領は、平成29年2月28日から実施する。

(別紙 1)

### 予備進学資格審査基準

1. 機構が定める評価・審査項目により，可又は否の 2 段階で総合評価する。
2. 評価・審査項目は以下のとおりとする。
  - (1) 研究計画の進捗状況
  - (2) 単位取得状況
  - (3) 適性審査
  - (4) 博士後期課程進学の意向調査

(別紙2)

### 進学資格審査基準

1. 機構が定める評価・審査項目により，優・良・可・否の4段階で評価し，総合的に優・良・可を合格，否を不合格とする。
2. 評価・審査項目は以下のとおりとする。
  - (1) 面接審査における発表
  - (2) 研究計画の進捗状況
  - (3) 単位取得状況
  - (4) 適性審査
  - (5) 博士後期課程進学意向調査

(別紙3)

### 研究進捗状況評価・審査基準

1. 機構が定める評価・審査項目により、実務訓練履修資格及び第2年次への進級資格を可又は否の2段階で総合評価する。
2. 面接については、第1年次の研究成果をとりまとめ、英語で報告・議論する。
3. 評価・審査対象は在学期間中の研究業績とし、項目は以下のとおりとする。
  - (1) 研究計画の妥当性と達成度
  - (2) 査読付学術論文（採録又は採録決定されたもの（条件付き採録である場合を含む））1.5編以上及び論文内容
  - (3) 国際会議での発表実績
  - (4) 研究の独創性・先見性等
4. 評価指標（コメントを付す）
  - (1) 実務訓練履修資格について可：博士後期課程実務訓練の履修を認める  
否：現時点では博士後期課程実務訓練の履修は認めない。（問題点の指摘，達成目標の明示）
  - (2) 第2年次への進級資格について  
可：順調に実績があがっている。又はやや期待を下回る部分もあるが、今後期待できる。  
（問題点の指摘，達成目標の明示）  
否：実績があがっていない。

(別紙4)

### 研究進捗状況評価・審査基準

1. 機構が定める評価・審査項目により，可又は否の2段階で総合評価する。
2. 面接については，第2年次の研究成果と博士後期課程実務訓練の成果をとりまとめ，英語で報告・議論する。
3. 評価・審査対象は在学期間中の研究業績とし，項目は以下のとおりとする。
  - (1) 研究計画の妥当性と達成度
  - (2) 査読付学術論文（採録又は採録決定されたもの（条件付き採録である場合を含む）数及び論文内容
  - (3) 国際会議での発表実績
  - (4) 研究の独創性・先見性等
  - (5) 博士後期課程実務訓練の計画又は成果
4. 評価指標（コメントを付す）

可：順調に実績があがっている。又はやや期待を下回る部分もあるが，今後期待できる。（問題点の指摘，達成目標の明示）

否：実績があがっていない。

(別紙 5)

### 先端技術に関する専門性の審査基準

1. 博士学術研究について、英語による成果発表（60分）と質疑応答（30分）により行う。
2. 審査の視点は以下のとおりとする。
  - (1) 研究実績
  - (2) 意志・情報伝達能力（グローバル・コミュニケーション力）
  - (3) 新たな社会的価値の創造力（イノベーション力）
  - (4) マネージメント能力